

# 第 1 回座間味村議会定例会

第 3 日 目

3 月 11 日

平成22年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 2 年 3 月 9 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成22年3月11日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成22年3月11日 午後2時35分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	欠 員
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	中 村 秀 克	3 番	金 城 善 昇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	病 休	臨 時 書 記	仲宗根 寛
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 優
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監 兼 総 務 課 長	垣 花 健	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		
	公 営 企 業 課 参 事	金 城 英 幸		

## 平成22年第1回座間味村議会定例会議事日程（第3号）

（平成22年3月11日午前10時00分開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		提出議案の説明について（議案第14号～議案第21号）
2	議 案 第 1 4 号	平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について
3	議 案 第 1 5 号	平成22年度座間味村老人保健事業特別会計予算について
4	議 案 第 1 6 号	平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について
5	議 案 第 1 7 号	平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について
6	議 案 第 1 8 号	平成22年度座間味村下水道事業特別会計予算について
7	議 案 第 1 9 号	平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について
8	議 案 第 2 0 号	平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について
9	議 案 第 2 1 号	平成22年度座間味村航路事業特別会計予算について
10	同 意 第 1 号	座間味村教育委員の同意について
11	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
12	発 議 第 1 号	「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し国外・県外移設」を求める意見書
13	発 議 第 2 号	「永住外国人への地方参政権付与の法制化」に反対する意見書
14	発 議 第 3 号	「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書

○ 議長（宮平秀保）

皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 会（午前10時00分）

日程第1．議案説明 議案第14号から議案第21号までの説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。本日もよろしく願いいたします。それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第14号

平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ165,390千円とする。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、20,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		31,816
	1 国民健康保険税	31,816
2 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
3 使用料及び手数料		3
	1 使用料	1
	2 手数料	2
4 国庫支出金		60,576
	1 国庫負担金	39,500
	2 国庫補助金	21,076
5 療養給付費交付金		3,412
	1 療養給付費交付金	3,412
6 前期高齢者交付金		1
	1 前期高齢者交付金	1
7 県支出金		10,806
	1 県負担金	495
	2 県補助金	10,311
8 連合会支出金		1
	1 連合会補助金	1
9 共同事業交付金		24,669
	1 共同事業交付金	24,669
10 繰入金		34,093
	1 一般会計繰入金	34,092
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		11
	1 延滞金及び過料	3
	2 預金利子	2
	3 受託事業収入	1
	4 雑収入	5
歳入合計		165,390

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		12,303
	1 総務管理費	12,223
	2 徴税費	17
	3 運営協議会費	62
	4 趣旨普及費	1
2 保険給付金		79,596
	1 療養諸費	69,463
	2 高額療養費	7,959
	3 出産育児諸費	2,102
	4 葬祭諸費	70
	5 移送費	2
3 後期高齢者支援金等		24,417
	1 後期高齢者支援金等	24,417
4 前期高齢者納付金等		830
	1 前期高齢者納付金等	830
5 老人保健拠出金		6,976
	1 老人保健拠出金	6,976
6 介護納付金		10,141
	1 介護納付金	10,141
7 共同事業拠出金		25,137
	1 共同事業拠出金	25,137
8 保健事業費		5,983
	1 特定健康診査等事業費	2,053
	2 保健事業費	3,930
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		2
	1 公債費	2
11 諸支出金		3
	1 償還金及び還付加算金	3
12 予備費		1
	1 予備費	1
歳出	合計	165,390

議案第15号

平成22年度座間味村老人保健事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村老人保健事業特別会計予算

平成22年度座間味村老人保健事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ76千円とする。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、50千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		36
	1 支払基金交付金	36
2 国庫支出金		18
	1 国庫負担金	18
3 県支出金		5
	1 県負担金	5
4 繰入金		9
	1 一般会計繰入金	9

款	項	金額
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		7
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑収入	4
歳入合計		76

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 医療諸費		71
	1 医療諸費	71
2 諸支出金		4
	1 償還金	3
	2 諸支出金	1
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		76

議案第16号

平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,942千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、5,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（貸金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		6,212
	1 後期高齢者医療保険料	6,212
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 寄附金		2
	1 寄附金	2
4 繰入金		4,713
	1 一般会計繰入金	4,713
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		12
	1 延滞料、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 預金利子	1
	4 貸付金元利収入	2
	5 雑収入	5
歳入合計		10,942

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		883
	1 総務管理費	843
	2 徴収費	40

款	項	金額
2 後期高齢者医療広域連合納付金		10,055
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	10,055
3 諸 支 出 金		3
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	2
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		10,942

議案第17号

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,721千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業収入		36,292
	1 営業収入	36,292
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		53,524
	1 繰入金	53,524
4 国庫支出金		26,700
	1 国庫補助金	26,700
5 県支出金		1
	1 県補助金	1
6 諸収入		2
	1 雑収入	2
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 村債		13,200
	1 村債	13,200
歳入合計		129,721

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業費		74,284
	1 営業費	74,284
2 公債費		55,436
	1 公債費	55,436
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		129,721

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
座間味地区簡易水道整備事業	13,200	証書借入又は 証券発行	年10%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地方 公共団体金融機 構、沖縄振興開発 金融公庫、縁故 (民間)銀行等 について、利率の見 直しを行った後 においては当該見 直し後の利率)	借入先の融資条件によ る。ただし、財政等の都 合により据置き期間及び 償還期限を短縮し、又 は、繰上償還若しくは、 低金利借換えする事がで きる。 なお、起債の全部又は 一部を翌年度へ繰越して 借り入れることができる。
計	13,200			

議案第18号

平成22年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村下水道事業特別会計予算

平成22年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,010千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（貸金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 下水道収入		8,720
	1 下水道収入	8,720
3 国庫支出金		6,000
	1 国庫補助金	6,000
4 繰入金		37,287
	1 繰入金	37,287
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 村債		4,001
	1 村債	4,001
歳入合計		56,010

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		21,918
	1 下水道事業費	21,918
2 公債費		34,091
	1 公債費	34,091
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		56,010

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特定環境保全公共下水道事業	4,000	証書借入又は 証券発行	年10%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地方 公共団体金融機 構、沖縄振興開発 金融公庫、縁故 （民間）銀行等 について、利率の 見直しを行った後 においては当該見 直し後の利率）	借入先の融資条件によ る。ただし、財政等の都 合により据置き期間及び 償還期限を短縮し、又 は、繰上償還若しくは、 低金利借換えする事がで きる。 なお、起債の全部又は 一部を翌年度へ繰越して 借り入れることができる。
計	4,000			

議案第19号

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,912千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		4,207
	1 下水道収入	4,207
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		25,700
	1 繰入金	25,700
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		1
	1 村債	1
歳入合計		29,912

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 漁業集落排水事業費		14,920
	1 漁業集落排水事業費	14,920
2 公債費		14,991
	1 公債費	14,991
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		29,912

議案第20号

平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,148千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		546
	1 下水道収入	546
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		4,596
	1 繰入金	4,596
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		2
	1 村債	2
歳入合計		5,148

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費		2,839
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	2,839
2 公 債 費		2,308
	1 公 債 費	2,308
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出	合 計	5,148

議案第21号

平成22年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村航路事業特別会計予算

平成22年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ561,575千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		561,570
	1 運航収入	559,566
	2 営業収益	2,001
	3 営業外収益	3
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 村債		4
	1 村債	4
歳入合計		561,575

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 運航費用		347,376
	1 旅客費	5,258
	2 自動車航送取扱費	288
	3 貨物費	451
	4 郵便取扱費	1
	5 燃料潤滑油費	119,530
	6 養缶水費	1,104
	7 港費	5,222
	8 雑費	1,404
9 船費	214,118	
2 営業費用		122,531
	1 保険料	2,022
	2 減価償却費	1
	3 船舶備船料	55,100
	4 航路付属施設費	890
5 店費	64,518	
3 財産費		1,004
	1 普通財産費	1,003
	2 積立金	1

款	項	金額
4 事業税費		13,345
	1 営業外費用	13,345
5 公債費		76,819
	1 公債費	76,819
7 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		561,575

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これで議案説明を終わります。

日程第2．議案第14号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

1点目をお聞きしたいと思います。平成22年度の国民健康保険におきまして、前年度において2,000万円増となっておりますが、収入と支出のそのわけを、どのようにして2,000万円多くなっているのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休憩

再開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑にお答えいたします。7ページの歳出のほうの総括のほうをごらんいただけますでしょうか。主な原因といたしましては、1番大きな原因は老人保健拠出金の596万5,000円の増、それから医療費に伴います共同事業拠出金の551万7,000円の増、人件費の人事異動によります総務費の299万4,000円の増、保険給付金の237万6,000円の増ということで、医療費に伴うものでございます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

大まかな説明ありがとうございます。そこでまた1点ほどお聞きしたいと思います。

歳入でございますけれども、一般の国保税が去年より147万7,000円上がっておりますね。これは人口が多くなっているのか、それともどうしてそれが上がっているのかちょっと聞きたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

国民健康保険税は、その年度の収入と固定資産によっても変わってきまして、新しく固定資産が課税されれば、その分の収入がございまして、前年度を勘案いたしまして計算させていただきました。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

はい、よくわかりました。それから、老人保健拠出金の前年度は100万円しか計上していないのに今度は600万円計上していますけれども、これはどうしてこうなったのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

今回計上させていただいたのは、実は前年度に老人医療のほうから後期高齢者医療に移るということで、予算のほうは計上相違しております、今年度はもとのほうに戻したという形になっております。前回は補正で訂正をさせていただきました。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

はい、よくわかりました。これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

担当課長、8ページの国民健康保険税の世帯数はどのぐらいありますか。それから滞納分92万3,000円の説明と、それから退職被保険者の国保税滞納分3万2,000円、92万3,000円と世帯数を教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。国民健康保険の加入者の世帯数は、2月現在で277世帯、被保険者（被保険者数）は538名となっております。滞納者ですが、退職者医療の滞納者はただいま1人となっております。今年度も徴収の努力はいたしております、収入は4万8,220円、現在ではいただいております。調定額は17万5,900円ですので、もう少しなんですけど確実に納めていただいております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

この国保税の滞納繰越分92万3,000円ありますよね。8ページにありますよね。これの説明をしてください。何名ぐらいで、92万3,000円と言ったら、滞納分がね、ちょっと多いような感じがしますけれどもね。何名ぐらいでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいま92万3,000円の予算を入れておりますが、今のところ滞納者が21名おります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それから、退職者のあの保険料は3万2,000円だけれども、これは何名の分ですか。あれも退職者だったと思うんですけども、今年のものじゃないだろうな、説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

退職者の滞納はお一人であります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

非常に気になりますけれども、もう四、五年前から何か同じ方のようなものが出てきていますけれども、これは余りプライベートな話がありますけれども、言わないですけれども、退職者ですよ。我々が公務員みたいに形に何名かにもハガキもきていますからね。非常に、ずっと前からこれが尾を引いていますよ。これはもう少しですね、もう3万2,000円ぐらいのあれしてくださいよ、もう。汚すようなことがありますからね。これは終わりました。

○ 議長（宮平秀保）

1番議員、続けますか。

○ 1番（宮里順之議員）

もう終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか、進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についての採決を行います。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第14号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第15号 平成22年度座間味村老人保健事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

この老保はですね、費目存置の状態ではほとんど7万6,000円ということなんですけれども、この本会計はいつの年度で終わりますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

後期高齢者の創設に伴い、老人医療の会計は平成22年度、本年度までになっております。医療費の請求が2年間でさかのぼって請求できるものですから、今年度まで医療費として計上させていただいております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

確認しますけれども、平成22年度で終わるんですか。すると23年度には、これは残るものがありますよね、残が出てきますよね、繰り出しとかね。これは、来年の一般会計に入るわけですか。はい、わかりました。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成22年度座間味村老人保健事業特別会計予算についての採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第15号 平成22年度座間味村老人保健事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第16号 平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

この後期高齢者医療の会計なんですけれども、これは課長、3ページの歳出のところに後期高齢者医療広域連合納付金とありますよね、2款ですね。これは、各市町村の広域連合の納付金だと思われませんか、そうですね。すみませんけれども、今じゃなくてよろしいですから各市町村の負担金の納付状況の表があると思います。後で提示してもらえませんか。よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

説明を受けますか。

○ 1番（宮里順之議員）

いいです。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についての採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第16号 平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第17号 平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

私だけで申し訳ございません。7ページの収益の滞納繰越分がそこにありますよね、849万4,000円と高額になっておりますよね、これについて説明をしてください。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。7ページの滞納繰越分849万4,000円、これは1,699万4,000円の約50%を徴収しようと、半分を徴収努力しようということで849万4,000円を計上しています。本来は、もっと徴収率を上げるためにやりたいんですけども、まずは50%ということで。昨年は90%の計上だったと思うんですけども、余り過剰で取れないものを余り見積もっても難しいので、できるだけ努力をしますけれども、もう今年は50%でいこうということで、そのまま計上しています。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、これはあなたも大変努力して、50%の回収で残ったのは849万4,000円ということなんです。これは後で出てきますけれども、下水道もね、簡易水道の収入は同時に発行されて、納付書はあるけれども、あれも大分…、それならいいんですけど、この繰越分に対しては大口が主だというような話も聞いて

ていますけれども、大口が何件かあるんですか。足を引っ張っているような感じがしますよ。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質疑にお答えします。大口で400万円余りが1件あります。あとは300万円とか。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

非常に、ほかの水道料金を払っている方々に迷惑な話ですよ。1件で400万円ということですね。これは回収の方法も、何か約束とか督促、そういうのをやっているんですか、ちゃんと。どのように支払いに対する事というのはやっていますか。ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑、わずかではありますけれども徴収はいただいています。毎月電話して、あるいは約束して、じかに行って、たまには逃げたりもしていますけれども、追いかけて一応徴収努力はやっている次第でございます。今回この2件は、もう停止しようかなと。夏場に向けてもう一度、誓約書のやり方を指導しながら10月までには必ず徴収をしていこうかなという思いであります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、那覇では2カ月ぐらい支払いしないとすぐ切られますよね。現在、そういう状況をしていますか。過去にも相当あるはずだと思いますけれども、各家庭に、阿真では1件切られたということがありましたけれども、別は切っていないということでありましたけれども、そういう不公平なことがありますけれども、これはあれですか、それと尾を引いているんだけれども、この数字は何ですか、強硬手段に出てもいいんじゃないですか。それとも営業をしているから、前の村長の話では、いわゆる切ったら余計払えなくなると、営業をさせてたくさん利益を出して、そうして払わすんだというような考えでね、そういったことがあって大口はざるざる何百万円と。今から四、五年前はある企業は、ホテルは800万円ぐらいいったことがありますよ。大変ですよ、これは。この回収の方法は、もう足を引っ張っているんですよ、これは、一事業者で。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今現在、予告通知を2月17日に出しております、3月10日以降までに分割で支払うとか、連絡がない方々に関しては一たん停止しようかなと。それでお話をしながら10月までにはもう一度、その大口2件の支払計画は、1件は出ていますけれども、もうとんでもない支払計画です。最初から見てわかるんです。これはもう何年前かな、出されていますけれども、あれを見てみるととんでもない。支払いができないのにそういう計画書が出ているものですから、そういったものも見直しながら、指導しながら10月までには努力して半分以下に徴収しようかなという考えがあります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

ありがとうございます。わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

8 番 金城勝英議員。

○ 8 番（金城勝英議員）

1 点ほど、お聞きしたいと思います。

1 1 ページの工事請負費でございますけれども、これは海水淡水化の施設でございますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。これは海水淡水化ではなくて、実は平成 2 0 年度にいわゆる阿真地区のほうで、いろいろ住民に排水のほうで御迷惑がかかって、要するに今、座間味から阿真につないでいるんですけれども、どうしても座間味島で断水して翌日開ける場合、座間味島全域に伝わってから阿真に行くものですから、最近阿真のほうも 2 階建て、3 階建てが多くなって、そういう関係でどうしても送水が悪くなった状態が起きていまして、平成 2 0 年度に調査して、これから平成 2 3 年までの計画で、これは今まで阿佐は阿佐でやっていますよね、山の裏からの、座間味は座間味で。今回の平成 2 2 年度は、阿真は阿真で配水池をもう別個にしよう。そうなれば、阿真地区もかなりいいからということで、浄水場のほうからタンクのほうまで管を新たに設置するという、約 1, 5 0 0 メートルの長さで、その工事金であります。

○ 議長（宮平秀保）

8 番 金城勝英議員。

○ 8 番（金城勝英議員）

この工事につきましては、よくわかりました。

それから 7 ページの給水収益でございますけれども、昨年度は 3, 1 5 2 万円を計上して、今度は 2, 7 0 0 万円余りを計上しているわけですが、これは夏場の断水を想定してのものなのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質疑は非常に厳しいですね。別に、住民に迷惑をかけますので想定はしておりません。従来、これまでの予算が余りにもちょっと見積もり過ぎたんじゃないかなという考えもありまして、課内でも相談して、財政とも相談して今の 2, 7 0 0 万円ぐらいがベストかなと。また、これまで断水もあったものですから、余り過剰見積もりでやるとその分の歳出も出さないといけないものですから、歳出を抑えていって計算したのが大体 2, 7 0 0 万円ということで、去年よりは約 7 0 0 万円の減というふうになっています。できるだけ住民に迷惑をかけないように、断水はさせないつもりで頑張っていこうかなと。幸い、平成 2 1 年度で阿真地区の中継ポンプ場が管理されていますので、大河良からの送水もかなり以前よりはスムーズに水道事業もできるのではないかなというものを想定しながら断水はさせないでおこうという考えであります。

○ 議長（宮平秀保）

8 番 金城勝英議員。

○ 8 番（金城勝英議員）

この現年度分につきましては、各区の水道料金、いろいろなものを見ましたら大体わかるわけですね。こちらのほうで500万円という非常に大きな数字の違いが出てきているわけですから、私はまたびっくりして、もう9年間も断水が有名になっておりましたので、10年目もまたこんななのかと思って非常に心配してまして、今、断水の話になったわけですから、やはり一生懸命断水がないようにまた水道事業は頑張ってくださいね、終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ございませんか。  
進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第17号 平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についての採決を行います。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第17号 平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。  
日程第6. 議案第18号 平成22年度座間味村下水道事業特別会計予算についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

一言お聞きします。  
下水道接続についてですが、新しく接続されたものが何件ぐらいふえていますか、お聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

たしか2件だったと思います。阿嘉1件、座間味も1件だと思います。今、座間味のほうはもう1件の準備をしているところであります。慶留間のほうの申し込みがありましたけれども、その後はちょっとお聞きしていませんけれども、特に今現在、阿佐地区のほうでそういう接続を進めているけれどもなかなか、今はもう利子等が発生するという懸念もあるかもわからないですけれども、当初3年間は無利子で貸し出すということになっていましたけれども、3年を越してしまったものですから利子がつくわけで、そこら辺も懸念

しているのかなと、今後はそこら辺、より接続するためにはそういった利子等も緩和してやってあげられたらいいのではないかなという、課ではそういう話を進めているところです。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

この接続につきましては大金がかかるものですから、金の融通がつかないところにおいては強制的につなげなさいと言うのも本当に言い難いわけでございますが、また今、課長の説明によりますと村からの貸し付けももう3カ年を過ぎているということで、これからすると利息がつくんじゃないかというようなことに感じられるわけでございますが、できれば今後もこの貸し付けにおきましてはね、村長、無利子で貸して、早くこの件数を多く接続をさせてください。と申しますのは、これはそういうことを言うとかちよつとあるところをつないでいるところなんかが、ちょっと文句のように聞こえるかもしれませんが、いわばもう水道料金ですね、水道から使うわけですから人のふんどしで相撲を取っているようなもので、そういう感じがしますので、それは影響も何もなければいいんですよ。直接もう夏になると悪臭がしますので、そういう面もありますので、課長、こういうこともこれからも多く接続できるようにひとつ進めてください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

下水道の滞納分について説明してください。109万8,000円ということなんですけれども、この滞納状況をよろしくお願いします。

それから、次の9ページの委託料ですけれども、前にも聞いたんですけれども浄化センター管理委託がありますよね。292万2,000円とありますけれども、どの業者に委託管理をさせておりますか、役所職員がやっているんですか、それともちゃんとした業者にさせていますか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。7ページの下水道料金の滞納繰越分、これは今366万円の滞納がありまして、これの約30%を徴収しようということです。水道は50%頑張ろうということで、余りにも水道が下水道に比べて滞納が多いものですから、徴収努力するのは50%ぐらいを見ようということで、先ほどもお話ししましたが、前年度は余りにも過剰見積もりだったんじゃないかなと。下水道は、30%の徴収を頑張ろうということで109万8,000円の計上、滞納をしております。

もう1件は、9ページの委託料001の浄化センター管理委託の299万2,000円。これは民間に委託させて委託業務は1件、例年度やっている沖電システム、そこは職員がずっとお一人でやっています。いろいろトラブルがあった場合は、またその会社から派遣して何名かで修繕したりして頑張っているところがあります。1人でありますね。その方は、阿嘉、慶留間のほうまで処理場を管理委託させています。それで、299万2,000円というふうに計上しています。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

よく聞こえない部分があったんですけれども、これは個人で阿嘉、慶留間ですか、これは。沖電システムというのは初めて聞くんですけど、そうですか。私は、それは非常に不透明な感じがしまして、何か私のほ

うから見たら実際に業務をやっているのか、委託をやっているのかと思うぐらいにしていたんですけども。じゃあ、阿嘉、慶留間に行って直してくるなりやっているわけですね、これを出して。そういう人たちにさせているわけですね。はい、わかりました。これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

1点ほど、お聞きしたいと思います。新年度予算の下水道事業におきましては、今までは一般会計のほうから繰り入れをいたしまして、予算をつくっていたわけでございます。今回、過疎債を400万円借りておりますが、その支出の理由としまして、どういうところにやっているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。実は特定環境公共下水道、要するに座間味地区の場合、平成9年に完了して大体もう12年の経過をしまして、かなり老朽化、あるいは器具が不具合でいろいろあつたりするものですから、今回から平成26年まで5カ年間ですか、計画で長寿化に、わかりやすく言うと健康診断のそういう施設に診断をしていただくと、今年はですね。この診断でもって平成23年度から改築等が始まりまして、8ページに書かれている400万円は、その事業に対しての400万円でございます。ちなみに、事業費が1,000万円、国庫補助が10分の6で600万円は国と、残りの村が400万円ということで過疎債に計上しております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これがよくわからないですけども、支出のほうには、どこにあるのかちょっと聞きたいわけなんです。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

最後の10ページの上のほうの下水道事業費の長寿命化計画というふうに予算が1,000万円と、その内訳が10分の6が国で、残りの400万円は村で過疎債ということでやろうという計画、それで計上しております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

はい、よくわかりました。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

先ほどの接続率ですとかそういう話があったんですが、多分1,000万円ちょっとの基金があつて、その活用が余りされていないと。利息がつく、つかないという話もあつたんですけれども、接続はある程度60%にきているんですけれども、今、村が座間味港ターミナルクイーン側の入り口に節水トイレとかやっていますよね。それで、水の節約をしていくと。そういう設置に関してもあの基金は活用できるんですか、利用できるのか。あれの正式名称は、節水型水洗トイレですか、水洗便所改造等資金貸付基金だと、水洗トイレに关しますから、あの節水トイレをつくるときにあの基金が利用できるのか、どうか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

その基金を利用して完成した後から支払うというか、またこの基金に戻すということになります。その基金からの、基金等ということは一たん入って、あるいは私たちのほうで特会に戻してそれからということであります。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。ちょっと条例を見てみると、今の段階ではできないですけれども、どうか対策を考えて今後できるように進めて、検討させてください。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

条例上のことなんですけれども、やはりその1,000万円のお金がほとんど動いていない。眠っている状況ですから、これは水洗トイレに関する基金ですから、これを大いに活用して村のそういう水不足があつて、そういう節水型のトイレを使うようにと推奨で展示もしているはずですし、またこれをやはり模範を示すには公共機関の学校、村役場等、まあこれも金がかかりますから、予算が許す限り、一気にとはいきませんけれども、やはり模範としてですね、こうかえたら水道料金がやはりいきましたよとか、節水になりましたよというのはやはり勧めている側も模範を示して、一番いいのはターミナルをこれにかえて、これから節水できますよとかですね、模範を示せばやはり住民もうちもつけようかなと、そうしたら金がかかるし、基金が使えないかなということが出てくると思いますので、やはり基金そのもの、多分正式名称が水洗トイレ何とかかんとか基金（水洗便所改造等資金貸付基金）だったと思いますので、水洗トイレそのものですから、接続が終わると60%以上ですとね、それを活用したと思うんですが、これからまた新たな水対策の問題として、本体そのものを購入、工事にかかる金として活用してもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御提言につきまして、私のほうから現在の条例及び規則での考え方と申しますか、見解を申し述べさせていただきますと思います。

まず、この貸付基金の規則の前に水洗便所改造等資金貸付基金条例というのがまずありまして、これの大前提がまず下水道法に乗っかってくるのがあるというのが1つと、その中でさらに貸付基金の貸し付けのほうの規則を読んでいくと、どうも今の御提案に対しては、この中ではちょっと読み取りにくい環境になっておりますので、厳しいと思っております。そういうところからして、水の問題に関しては本当にシビアな問題で私も一生懸命、公約にも掲げておりますので、この中でできるのか、あるいは新たなそういう制度設計をしていくことができるのかを考えていきたいというふうに考えております。

それから補足になりますが、公共施設に関しましては去った9月の補正予算の経済対策の中で公共施設の学校、あるいは総合センター等を含めて節水型のトイレにかえるという予算を成立させていただいております。これは繰越事業として4月以降に随時、公共施設に関しましては節水型のトイレを、民間の家庭に関しましては新たな制度設計ができないかどうか、前向きに検討させていただきたいということです。以上です。

#### ○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑はありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成22年度座間味村下水道事業特別会計予算についての採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第18号 平成22年度座間味村下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第19号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

#### ○ 1番（宮里順之議員）

これは漁排ですよね、阿嘉の。滞納がありますよね、12万5,000円ということと、それからついでに先ほども同僚議員からもありましたけれども、阿嘉の接続状況、基金を利用しているのかどうかはわかりませんが、どのくらい進捗しているのか。というのは、先ほど同僚議員からもありましたけれども、たまに悪臭がするということです。この悪臭は、もう座間味はほとんどないですよ、座間味地区は。だから、そういうところも踏まえてですね、答弁してください。

#### ○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

#### ○ 公営企業課長（野崎 康）

6ページの滞納繰越分12万5,000円、これは30万9,600円の40%を見込んで、それで12

万5,000円というふうに計上しております。阿嘉の場合は、割とそんなに多くは滞納がないと思いますので、この40%は確実にクリアできると思います。また、頑張っていきたいと思います。

それと、接続率ですけれども、ダイビングショップとか民宿でまだ何件かやっていない箇所がありますので、そこら辺をまた啓蒙活動しながらやっていきたいと思います。今現在、阿嘉のほうは69.1%です。ちなみに座間味が82.1%、慶留間が65.7%という状況でございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

先ほど、同僚議員からもありました接続について、これは目的でちゃんといろいろ書いております。だから、この条例はきておりますので、いわゆるその条例に沿っての施設ということになると私は思っていますよ、村長。だから、それを検討事項として4月以降にしかならないと思いますけれどもね、これははっきりわかっていると思いますよ。それで、この基金は無利子、無担保なんです。恐らく1,800万円ぐらい別途で残っていると思いますよ。調べてください。それをまだ活用できますので、これは後から座間味地区の問題はたくさんありますけれども、大口がまだくみ取り式ということもありますので。あるいはその観光地ですね。今はもう通年型の観光地になろうということでやっておりますので、悪臭とかあった場合はイメージダウンですよ、これは。これはもう村長、ぜひそういったものを進めてください。以上、終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

中身と申しますか、公債費がかなり大きい額が、これはいつまで償還は続きますか、平成何年で償還終了予定ですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

大変申し訳ないです。資料をちょっと持ってなくて。後で提出します。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、資料がなければ後で。漁業集落排水も、農業集落排水も、下水道も、せめて1枚の紙でいいですから、償還終了予定を教えてください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

予算書と影響するものではないですよ。一言お願いいたします。今、阿嘉のほうでは道路がアスファルトを敷かれてないところがありますね、部分的に。村営住宅と仲村良信さん、アガイコーサクグァーとの間のちょっとした道、20メートルぐらいですかね。そこは雨が降るともうくぼんでしまって池になるんです。そこと、郵便局長の前の道路、その部分の2カ所あるんです。なぜそれだけ、ここを残してしまったのかなと不思議でたまらないですよ。設計の段階で手落とししたのか、アガイコーサクグァーの前は話によると、ここはもともと海岸のあれに入って、何かそれを設計に入れたら認められないということで敷かなかったという話を聞いています。もともとこちらは防風林ですよ、アガイコーサクグァーの前からは、今、村営住

宅が建っているところはね。海岸線ということで認められなかったという話があるんですが、今後こういったものも計画に入れておいて、できればやってほしいと。車が通るたびに、もうそっちゅう水がはねて、だんだんくぼんでいくんですよ。ひとつ検討に入れておいてください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

9 ページの下水道、阿嘉の委託はどなたにさせているのでしょうか。172万5,000円と大きいものですが、この委託はどなたにさせておりますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

9 ページの下水道管理委託料172万5,000円、これも沖電システムにさせています。これは3社見積もりをいただいて、そのほうに172万5,000円の計上をしております。沖電システムに委託ということ。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

これも、前の下水道と一緒に、沖電システムさんにさせているということですね。そして、はっきり言って宮里君がやっているんですか、はい、わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑はありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についての採決を行います。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第19号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第20号 平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

慶留間の農排は、大量増ですね、すばらしいですね。慶留間の接続の状況は、先ほど課長からありました

けれども、もう一度確認したいと思います。どの程度、接続状況が進んでおりますか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

慶留間の場合、ほとんど公共施設が多くて、村営住宅とか、公営住宅に入る方々が多いものですから、23世帯の方々が接続をしております、65.7%というふうになっています。ちなみに慶留間の場合、世帯は35世帯あります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、ちょっと聞きづらかったんですけども、慶留間地区は非常に地盤の高低差がありますけれども、例えば今村さんのうちなんかはもうずっと下がっておりますよ、土地の。ああいったところがもう何か所かありますけれども、この現在の農排の下水道本管は下がっているんですか。下がっている、ああ、そうか。それはどんなふうにも、それは家庭はほとんどくみ取り式になっているんですか、まだ。そういったものもくみ上げて、いわゆる本管に圧送したような、こういったこともないですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑、先ほどの今村さんのお宅よりは本管はかなり下がっていますので大丈夫と、そういうのではないと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ついでに聞きますけれども、バキュームカーでのくみ取りは現在、慶留間でやっていますか。そしてそのバキュームカーのし尿はどちらに廃棄されていますか。ついでにお聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

現在、慶留間地区の場合は、バキュームカー利用は1件もありません。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

不思議ですね。すると、排便はやるだけけれども、たまりっぱなしでどこに浸透させる、海に流しているんですか。くみ取りはないんですか、接続していないというところは、どうなっているんですか。担当課長、こういう実態を知らないであれですよ、自分たちの島なのに。金城課長に答弁させているよ。だから不思議ですよ、つないでもいないのに地盤は下がってくみ取り式でやっているのに、くみ取りをやっていないと言ったから、結局今は当然地下に浸透させているか、海に垂れ流しかということにしかなんですけども。どうぞ、何か。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

先ほどの答弁を却下したいと思います。申しわけありません。余り情報を知らなくて申し訳ないです。再度調査をして、何件あるかまた後で報告したいと思います。どうもすみませんでした。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

担当課長でもありますし、地元の出身でもありますので詳細に精査してもらって、接続をするんだったら進めてください。しかも、慶留間は部落の集落が今後文化財にも指定されるような状況にもなりつつありますので、ひとつ以上を希望しておきます。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑はありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 20 号 平成 22 年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についての採決を行います  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第 20 号 平成 22 年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

午後の部を再開します。

日程第 9. 議案第 21 号 平成 22 年度座間味村航路事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

7 ページの運航収入のところですか。貨物運賃の件について、470 万 4,000 円という過年度分がありますけれども、これの説明をしてください。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。7 ページの貨物運賃の過年度分、これは 2,352 万 4,911 円の

20%を目標に掲げて470万4,000というふうに計上しております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

過年度分のいわゆる入るやつの20%が470万2,000円ということですか。それでは、実際はどのぐらいですか、20%というと。概算で計算したらです。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

本来は、過年度分というのは2,352万4,911円、2,300万円あります。これの徴収努力20%ということで、470万円2,000円の計上をしております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

この20%というのは、どういう基準で決めたんですか。2,300万円なんて、過年度分の滞納があるのに、繰り越しが。これを20%にして470万円したという根拠は何ですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

本来、全額徴収したいんですけども、なかなか徴収が、大口がありまして、今年も徴収率が余り上がらないものですから抑えてといいますか、確実に20%は目標にやろうということで平成22年度にはこの470万円は確実にいただくということで予算化をしている。従来は2,300万円余りであります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、これは大口と言ったら何名ぐらいになりますか。この資料があると思いますけれども、これはプライベートな話で名前はいいですけども、何業者ぐらいですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。7件です。7件のうち、座間味島が3件、阿嘉島が4件、その4件のうち阿嘉のほうでちょっと業者が以前に倒産しておりまして、その分が約150万円ぐらい残っているみたいです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

非常に大きな問題だな、倒産もしたんでしょう、簡単に倒産と言いますけれども。じゃあ、この20%は可能性があるわけですね。

そこは終わりました、また立っているついでに13ページの船舶修繕費のドック費ですね、これを説明してもらえませんか、ドック費、合ドック費、修繕費、内航路、ついでにこの雑費というのは何でしょうか。

FZ、QZという雑費ですね、そこを説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。13ページ、需用費のドック費ですね。このドックは、フェリーとクイーンざまみのドック費でありまして、フェリーざまみが3,500万円、クイーンざまみが1,500万円というふうに予算を計上しております。合ドックの場合、フェリーは年に1回しかドックしませんので、クイーンざまみのほうは3日から4日間のノリ落としをします。修繕費は、これに伴うクイーンざまみとフェリーの部品等が出てきますので、この450万円というふうに掲げています。内航路50万円と書かれていますけれども、たまに「かしま」のほうエンジンでいろいろトラブったりしますので、そんなには使わないとは思いますが、一応計上していたほうが良いということで50万円の計上をしています。「みつしま」に対しては、ないと思いますね。

それから、雑費のクイーン（QZ）とフェリー（FZ）、これはいろいろ船には雑費があるものですから、この雑費は受信料、安全祈願、正月用品、あるいは船舶検査、証書手数料、それに船の器具というふうなもののが当てはまって、フェリーが240万円、クイーンのほうは180万円というふうに計上しています。それから、去年の予算をちょっと上回っているんですけども、そのぐらい出るのではないかなと予測がありますので、そのように計上しております。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これで私も終わりますけれども、内航路も部品なんですよ、これは「かしま」ですか、今現在、定期船がきましたよね、「みつしま」がね、どうですか、これの説明をしてください。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

去年、30万円余りの修繕費が出て、いろいろメンテとかいろいろあって、今回はオイル交換とか、フィルター交換、それももろもろ入っています。50万円は、いかだどうかわからないですけども、一応50万円を想定して、去年が30万円余りの修繕費でしたので、今年は50万円ということです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

じゃあ、これはどんぶりですね。1つだけ、ついでに聞きましょうね。従来の老朽化した「たかつき」ですね、どういうふうに処分なされますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。「たかつき」のほうは一応予算には100万円という計上をしております。ただ、あまりにも100万円だと多すぎるなと思いますので、ここはまだ課内だけで話し合っている段階でありますけれども、村長にはまだ話はしていませんけれども、島内でできる方がいたら島内で処分して持ち運びは那覇のほうに、本島のうるま市のほうで、そういう解体をやっている国からの指定がありま

して、特にヤンマーはその加入に入っていますので、村内でできる業者に見積もりをさせている状態です。予算は100万円ということで、ヤンマーからは見積もりはいただきましたけれども、あまりにも高すぎるんじゃないかなという課内での話があって、今、1業者に依頼しているところです。あと二、三業者に依頼して、安いところを利用しながら、なるべく経費節減をしながら「たかつき」の処理をしていきたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

はい、終わります。ありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

3点ほど、お聞きしたいと思います。7ページでございますけれども、旅客費の本年度は前年度に比べて213万円余り多く見積もっているわけですが、これはこれだけのお客さんが多く入るというような想定でございますが、どういったものを計画しまして、これだけの230万円を多く見積もっているのか、お聞きしたいと思います。それが1点でございます。

次の雑入でございますけれども、新たに広告料が84万円計上されております。これは、新しいものですが、どういった広告料でこうなったのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの7ページの旅客費の収入運賃は、実績に基づいて査定しておりまして月平均864万8,916円、ちなみこれは単純計算でやっているんですけども、実績のほうで平成20年10月から3月まで3,188万7,000円、それから4月から9月の実績で7,233万2,000円と、これに実績に基づいた数字が1億420万9,000円というふうに計上しております。これは、損益の実績に基づいた計算方法で今回フェリーとクイーンの算定をそのようにして、それからすると213万1,000円の増というふうになっております。

雑入の広告料の件に関しては、4月から3月までの84万円というふうに計上しています。これは、フェリーとクイーンざまみの座席の後ろのほうにクイーンが200席、フェリーが46席だったか、その座席のほうにラミネートをしながらA4サイズの大ききで、今、島の広告がいろいろ入っていますよね。ああいう形で入れて、今はあのような状態ですが、3段階に分けて14枠ありますので、例えば6月までは2万円と、7月から10月までは広告料として3万円、冬場は1万円と、その14枠で掛けた数字が84万円というふうに計上しています。これは今、起案中で決裁はまだいただけていませんけれども、予算額にそのように計上しています。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

非常に説明が難しいようでございますけれども、何か今213万円あるというのは、例えば冬場になってきたというふうに、夏の場合は沖縄全体で観光の減収状態にあるわけですね。だから、これをこのようにして上に上がってきたという理由としましては、やはり冬になりましたら修学旅行が多く見積もって、多く入

れようじゃないかというようなものとか、このように人数に来ないとわからないわけですね。だから、こういったものには皆さん方の努力によりまして人を集めないと多くはならないわけですから、だからこれにつきましては、やはり修学旅行を多く入れるとか、もう計画してですね、あらゆるつてを使いましてたくさんのお客さんを呼ぶ方法とか、こんなものがこの計上をやっている本当の言い方じゃないかなと、このように思っております。

それから広告料でございますけれども、非常に難しい言葉を言っているんですけども、とにかく業者が宣伝のために春から入るとい意味だと思えますね、これは。だから、このようにしてやはりお金が取れるぐらいが非常にいいことだと思えますので、頑張ってもらいたいと思えます。

それから、あと1点でございますけれども、燃料のほうが去年より1, 300万円減になっていますね。これは非常にいいことだと思えますが、その要因は何でございますか、お聞きしたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。これは思うに、簡潔に申し上げますと燃料価格の減です、燃料単価の価格。今回は65円で計算をしております、フェリーが62円、クイーンのほうが65円と、ちなみにフェリーのほうが年間75万リットル、クイーンのほうが1,100万リットル、去年は多分単価が70円台だったと思えます。それで計算して、その差額が1,300万円の差額が出ていると思えます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

とにかく単価の減ですよ。これでもう簡単ではございますので。

それから、あと1点の質疑ですけども、12ページでございますけれども、船員費の中の給料でございますけれども、昨年より373万円増になっているんですね。同じ15名でこれだけの増というのは、艇士を入れてもこれだけにならないと思うのですが、どうしてそんなに多くなっているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

これは、今現在15名ですね。それで新年度から1人機関のほうで採用するというので、16名の計算で計上して300万円の差が増というふうになっています。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今の答弁は非常に最高でございますが、これは15名と書かれているんですよ。15名と書かれているから、これが16名だったら余り言わなかったんですが、15名ですから。じゃあ、そこは16名に対してでよろしいですね。はい、ありがとうございます。これで答弁を終わりたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

14ページなのですが、船舶使用料、これはクイーンさまみのほうですが、本年度5,500万円ですか、これは5,500万円で船を借りている、エンジンは自分たちのものということですよ。これは、今現在までにどのくらい払ってあるのか、これからどれくらい払ったら何年後に終わるのか、その辺を教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。平成22年度は約5,291万3,000円といいますか、これはすみません、ちゃんと計算しないと合わないですね。すみません、後で資料はいいですか。損益計算では10月から9月までの計算と、ごめんなさい、それとまた2回ありまして、この計算は損益計算の方法で計算されていますから、お互いの一般会計の4月から3月までの計算ではされていないものですから、計算し直すためにちょっと時間がかかりますので、後日これは、ただ償還は平成23年に終わるんです。それで4,700万円ぐらいは残っています。平成23年までに、みんな償還を終わって完というふうになります、国の場合は、ただ幾ら払って、幾ら残っているという、幾ら今まで払っているかという計算は後でいいですか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

答弁を続けてください。

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

大変失礼しました。お答えします。

平成21年9月まで4億1,374万5,000円、平成21年10月から平成23年の7月まで1億31万3,000円が残っています。クイーンのは平成23年の7月で終わりです。トータルで5億1,405万8,000円です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何か私が非常に難しい質疑をしているみたいになってしまっていますけれども、トータルで5億1,000万円余りで、平成23年の7月で償還といいますか、終わると。払い終わった後とか、これは一応リースという形になっているんですか、これは払い終わった後はどうなるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今、案の段階ではありますけれども、離海振（沖縄県離島海運振興株式会社）ともお話したんです。一応買い取りということで、こちらは計画予定としています。あくまでも買い取り。財源によるものですが、買い取り。それは、最近延長もできるという話もありましたので、延長もまたできるという相談も聞いていますので、その年度、あるいは前の年度にそういうお話をいろいろ向こうともやりたいなという思いを持っています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

買い取り、またはリースの延長というお話でありますけれども、買い取りする場合には幾ら費用が要するのか、相手はどのように出してくておりますか、その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

大体買い取りだと4,000万円あたりという話は聞いています。まだ、正式には出てない、大体およそですね。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

買い取りして4,000万円ということは5億5,000万円ぐらいになると。約6億円近くですね。エンジンは自分たちのものですよね。エンジン自体の値段というものは2機で幾らしましたか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑、2億円です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

では、1機1億円、トータル2億円ですね。この船は結局トータルで8億という計算になりますね。これは、離海振から借りていますよね。お金がないから借りたという形になっているんですか、それともほかが貸してくれないからなのか、離海振を通さないと総合事務局がオーケーしなかった、そういう理由もありますよね。これから後は、この離海振も恐らく天下り団体ですのでそこを通さないと、うちも株を持っていますよね、これも売り払って、そちらから離れるようにしないと食べ物にされてしまう。離島は全部その離海振にやられていますからね。総合事務局とか、そういうところのOBばかり来ていますから、彼らの給料を出すために私たちは村民に負担をかけていますから、はっきり言いまして恐らくこの6億の中の1億円は向こうのもうけですからね。次から、こういうばかな話はなしにしてやらないと、もうこれは村民に負担ばかりかけていますよ。うちはリースもしません、買い取りもしませんと言った場合にエンジンだけすぽんと抜いてエンジンだけ担いで走るんですか。これはとんでもないことになりますよ、はっきり言いますけれども。逆にリースが終わったら、そのまま渡さないというぐらい交渉してください。あなた方もうけすぎだと言うぐらい。今までみたいに甘いことをやっていたら大変なことになりますよ。次の体制も今から考えないといけないはずなんだけれども、何年か先にはね。そのときにはもう確実に地元でやる、交渉相手を探さ

ないといけませんよ。総合事務局も、いや、そこを通さないとできないと言えば、今は報道でもちゃんとメディアでも使っていますからね、そういう天下り団体は許可を下ろしませんと使わないと、国がこういうことをやっているということを幾らでも使えますから。実際、直接国や県から金を借りてやれる方法はありますから、向こうを通さなくても。ちゃんとこれを調べてありますから、沖縄県にはそういう貸し付けの予算があるということもわかっていますので、わざわざ離海振から借る必要はないですから、行政当局はこの辺をちゃんと考えてやってください。これについては以上です。

あと1つだけ、16ページの274万1,000円の委託料、Eまちづくりってどういうものですか、私は意味がわからないんですけども、これを説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

お答えします。これは、切符の発券機です。機械で今切符を販売していますね、あの発券機の委託料です。予約もみんな入っていますけれども、予約システムと切符販売の機具も、要するにこれはリースになります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

発券機、前にそのこのターミナルに捨てられていたものと一緒ですか。今現在、事務所で使っているもの、この事務所と那覇の事務所で使っているもの、これに予約システムが入っているわけですね。予約システムが入って、毎年270万円払ってやっている割には今までの予約の受付方なんていうのはお粗末なやり方じゃないですか。270万円も金を払ってやるような予約システムなんですか。1回チェックさせてもらえませんか、どういう予約システムなのか。今、全く予約システムって機能してないじゃないですか、逆に言えば、発券機もそうですよね。一々こう突っ込んで、これから取り出して行って、赤字もなく印鑑をぽーンと押してそのままじゃないですか。ここを一々これを入れてやって、何か無駄な作業をやっているような気がするんだけどな。逆に言えば、何かデータを取るためにこの機械を扱っているのか。これはどういうシステムなのか、ちょっと教えてもらっていいですか、何のためにこの発券機を使うのか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

まず日計表です。それと予約をキャンセルした場合、すぐにデータにあらわれてくるものですから、以前はもう一々手書きで計算もするので、今はもうすぐこのほうで出てきますので、そこら辺は以前とはかなり予約システムも改善されているんじゃないかなと。まだまだ改善の余地はいっぱいありますけれども、以前よりはそこら辺はかなり改善されているんじゃないかなと。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

キャンセルが出た場合には、すぐトータルですぐ計算してくれるという話はしましたけれども、私は前にもお願いしましたよね、予約した人がそのときに何名乗っているか、その月のデータを出してくださいと、皆さんはわからないと言いましたよ。このトータルが出せないということではなかったじゃないですか。これからやると出せるわけですよね、逆に言えば、だから、ほかの取り出し場面があるんじゃないですか。この機械の使い方が悪いのか、ソフトが悪いのかどっちかですよ。だから、予約が入っていたけれども、その

日に乗らなかったのは月で何名いますかと、私はこの間、議会で質疑したんだけど、それはすぐにはわかりませんという話でしたからね。だけど、きょうはまた、それがわかるようになっているという話だから、これはちょっと話が矛盾しているなど。それはいいとして、その機械とソフトのリース料と、そういうことです。早目にこれも、きのうの一般質問でやったように早目早目にどういうものがあるのか、改善委員会を早く開いてやってください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

この前、山入端という先生が基調講演をなさったんです。これは新聞に載っていますよね、皆さん、きのう、おとといぐらい。余計かもしれないけれども、通年型の誘客にするというようなタイトルでやっていますけれども、このことに関して感じたことを書いているんです。まず入り口の船場の関係を改善してほしい。課長、船の予約は難しい、アクセスをしやすくするだけで問題の50%は解決すると。泊港の案内所で船乗り場の場所を聞いた、外人墓地の所ですという返事がきたと、ところが看板がないと、もしお客さんが子供を抱えていたり雨が降っていたらどうするのかと、看板で誘導すれば済む話じゃないかと、視点を変えないといけないんじゃないかと載っています。村長、この窓口についてはもう少しお互いの指導をしていかないと、あった看板もなくなっているという話もありますからね、ついでに紹介しておきます。終わりです。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

直接予算とは、ちょっと間接的に触れるとは思いますが、燃料潤滑油が前年度に比べて1,300万円減になっておりますが、それでも1億円を超える燃料代です。そのおかげで運賃改定もしたんですが、御存じのように高速道路ですね、沖縄自動車道も6月からいわゆる無料化ということでやっているんですが、我が座間味村を含めた離島はそういう高速道路の恩恵を受けてないと、それで離島の首長の集まりみたいなものがありますよね、あれでそういう離島が決起して、協調して、いわゆるその辺の高速道路の恩恵を受けてない分、それを航路補助に回してくれるようお願いとかはできないものではないでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御提言でございますが、実はこの話は、各離島の首長が集まる機会というのはいろいろな会合がございます、出ております。直接、ある代議士にもお願いをしている状況が過去にはありまして、これは代表して渡嘉敷の小嶺村長のほうから話をさせていただいたと思うんですけども、考え方は、高速道路は私たちには恩恵がないということと、高速道路にかわるものが離島の住民にとっては船ではないかと。であれば、その同じような恩恵を受けることを考えると航路補助であったりとか、運賃に何かしらのメリットが出てくるような環境をつくってほしいという旨の要望といいますか、そういう意見交換会の中で話をさせていただいておりますし、話があるたびにその話がいろいろと個人的に座間味村長としてではなくて、離島の首長の全員の考え方ということで、いろいろと色々な場面でお話をさせていただいている状況はありますが、これがまた具体的にどう変わってくるかというのは今のところはまだ申し上げる段階にはないということです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

はい、わかりました。検討のほう、よろしくお願いします。

それと、先ほども同僚の宮里議員から言ってきました、やはり看板とか、そういうあれなんですけれども、初代クイーンさまが来てやがて20年になろうとしていますけれども、まだ北岸事務所で切符を売っているという周知徹底がされていないんじゃない、そのコマーシャル、啓蒙ですね。やはり、とまりんから北岸まで、もうとまりんに来た以上はとまりんで切符を買うしかないですよ。ちょっと距離がありすぎるんですよ。観光客が、荷物とか重い物を持っていたら歩くのも大変だし、最初のクイーンが来た時期には何か車で送迎していたようなこともあったような記憶があるんですが、それでもやはりネットで予約する人なんかですね。クイーンを利用する方はやはり北岸に行くような、そういう何かシステムといいますか見てわかるような感じですね、大体とまりんへ行って、それから歩かされるとか、さっきの山入端先生もやはりとまりんに行っていますよね。その辺がもう20年近くもなって、それがまだまだ活用というか、利便性の悪さをお客さんに感じさせる。それが、客離れにもつながっているんじゃないかなと思うんですけども、その20年間そういう活動というのか、してきたのかどうか、これからどう考えるのか、お伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私は、船舶課にいなかったのでこれまでのいきさつはわかりません。ただおっしゃるとおり、その導線に関してはやはり仕組みづくりは非常に必要だなというふうには感じております。もちろん、この前のフォーラムの中でお話がありましたし、きょうの御指摘でもそうなんです、具体的な方法をちょっと今すぐ私も回答しきれないのですが、そういう環境をつくれるように頑張っていきたいというふうに思っています。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

はい、わかりました。ありがとうございました。

あと1点ですが、これはもう村へのお願いではなくて、とまりんの事務所はほかの離島のところよりも一番広い事務所で、多分家賃が一番高く払っていると思います。前にも言ったんですが、それでも座間味村の事務所は不便ですよ。いわゆる臨時の通路がないと、何か急ぎとか、残業しても、渡嘉敷とか粟国の事務所をお願いして向かいの裏通路を利用してやるとか、あれは非常に不便だ。仲村三雄前村長のときにも要望をしたんですが、一番高い家賃を払っておいて一番不便な状況に置かれているということで、その辺をちょっと那覇市役所と交渉を重ねていてもらいたいなど。この回答はよろしいです。以上です。要望です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

1点だけ、お聞きします。すんなり終わるかと思いましたが、多額の金をぜひ村のために潤いを与えているあの事業所があるために、ゆえにですね、大変質疑も多く出ていましたが、私も一言難しい質疑になるかと思っておりますけれども。

村長、この内航路の件なんです、これは建造するのは一般から出て建造していますね、これの扱いは船舶になっていますね、これの金は船舶に入るわけですよ。これのこの絡みというのは、どうなっています

か、難しくはないですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これは「みつしま」の話でよろしいですね。「みつしま」の建造に関しましては、平成20年度の補正予算計上で、それから平成21年度に繰り越しをして建造させていただきました。財源は、当時の自民党政権、自公政権のところで出てきておりました地域活性化に関する交付金事業の中の2,700万円を活用させていただいております。この2,700万円は、一たんはほかの事業も合わせて、本来トータルで9,100万円ぐらいだったと思うんですが、そのうちの2,700万円を「みつしま」の建造に充てたと。この2,700万円は、とりあえず一般会計で受けまして一般会計から航路会計へ繰り出しをして航路会計から支払いをしている状況です。ですので、特に大きな問題はないと思いますし、公債費も発生しておりませんので、その辺のお金の流れの問題はないというふうに認識しております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

わかりました。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

すみません、旅客費の件なんですけれども、直接数字がどうのこうのということではないんですけれども、過去のデータを根拠に収入額を試算したというようなことだったんですけれども、だれが見ても今不景気の中で増を見込むということは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思ってしまうんですけれども、この平成22年度の予算算出のベースとなっている月ごとの入込客数の予想データというのを、後で構いませんので提出していただけますか。大丈夫ですか、課長。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

はい、この予測データ、後日配付したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、よろしく申し上げます。ちなみに、近々の入込客数のデータなんですけれども、1月と2月の入込客数って把握していますか。データを私は持っているんですけれども、よろしいですか。ちなみに、先月が対前年比から比較すると600名減、1月が100名減、もう既に700名対前年比からすると減っております。恐らくもう予算ベースでいくと280万円余りの、平均値ですけれども、対前年比からすると減になることになっていると思うんですね。本当にこの近々のデータというものを、大事にしっかりそれも加味しながら予算というのは組まないと、民間ではまずあり得ないことになってしまいますので、その辺をひとつお願いしたいと思います。とりあえず後日、予想入り込みのデータをください。

あとドックの件なんですけれども、今回フェリーとクイーンズのドックの予定日を教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

例年どおりといいますか、フェリーが4月の15日というか中旬、それとクイーンが5月の中旬、10日あつです。大体17日から20日を予定…、予定表をちょっと今持っていますけれども、それに記載しているの、後でまた配付したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。後でまた資料をお願いします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑はありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成22年度座間味村航路事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第21号 平成22年度座間味村航路事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 同意第1号 座間味村教育委員の同意についてを議題とします。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

同意第1号について説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

同意第1号

座間味村教育委員会委員の任命について

下記の者を座間味村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めらる。

## 記

住 所 座間味村字阿嘉95番地  
氏 名 仲 地 勇  
生年月日 昭和13年9月30日

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

### 提案の理由

教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

添付資料として、2枚目に履歴書を添付させていただいております。以上、よろしくお願いたします。

### ○ 議長（宮平秀保）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 座間味村教育委員の同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって同意第1号 座間味村教育委員の同意については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

村長より説明を求めます。

宮里 哲村長。

### ○ 村長（宮里 哲）

諮問第1号

#### 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 座間味村字座間味 104 番地  
氏 名 宮 里 眞 美  
生年月日 昭和 39 年 12 月 20 日生

平成 22 年 3 月 9 日提出

座間味村長 宮 里 哲

よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これで説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

お諮りします。本件は、お手元に配りしました意見のとおり答申したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦はお手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第 12. 発議第 1 号 「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し国外・県外移設」を  
求める意見書についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りした意見書のとおりです。朗読を省略します。

発議第 1 号

平成 22 年 3 月 11 日

座間味村議会議長 宮 平 秀 保 殿

提出者 座間味村議会議員

宮 里 祐 司

賛成者 座間味村議会議員

中 村 秀 克

「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し国外・県外移設」をを求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し国外・県外移設」を求める意見書

米軍普天間飛行場は沖縄本島中部の市街地に位置し、その周辺には住宅や学校等が密集し、万一事故等が発生した場合は、その被害は多くの周辺住民や各種施設に及ぶことが想定され、極めて危険性が高い場所となっている。

特に、平成16年8月13日に発生した沖縄国際大学構内への米軍海兵隊所属CH53D大型輸送機ヘリコプターの墜落事故は、一步間違えば大惨事を引き起こしかねないもので、「世界一危険な飛行場」の存在を改めて内外に証明した。

このため、県民は同飛行場の返還を強く要求し、これを受け日米両政府は、平成8年の日米特別行動委員会（SACO）合意及び平成18年の在日米軍再編協議で同飛行場の全面返還を合意したところであるが、13年経過した今なお実現を見ることはなく、その危険性は放置されたままである。

県民は、去る大戦の悲惨な教訓から基地のない平和で安全な沖縄を希求しており、SACO合意の「普天間飛行場移設条件つき返還」は新たな基地の県内移設にはかならない。県民の意思はこれまで行われた住民投票や県民大会、各種世論調査などで明確に示されており、移設先とされた名護市辺野古沿岸域は国の天然記念物で、国際保護獣のジュゴンを始めとする希少生物をはぐくむ貴重な海域であり、また新たなサンゴ群落が見つかるなど世界にも類を見ない多種多様な海域である。

また、宜野湾市民や県民は、最も危険な普天間飛行場を早期に全面返還し、政府の責任において跡地利用等課題解決を求めている。

さらに、地元名護市長及び、辺野古の海上及び陸上への基地建設に反対している。

よって、本村議会は、県民の生命・財産・生活環境を守る立場から、日米両政府が普天間飛行場を早期に閉鎖・返還するとともに、県内移設を断念され、国外・県外に移設されるよう強く要請する。

平成22年3月11日

沖縄県座間味村議会  
議長 宮平秀保

提出先 内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

これから発議第1号 「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し国外・県外移設」を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第1号 「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し国外・県外移設」を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 発議第2号 「永住外国人への地方参政権付与の法制化」に反対する意見書についてを議題とします。

本案については、お手元にお配りした意見書のとおりです。朗読を省略します。

発議第2号

平成22年3月11日

座間味村議会議長 宮平秀保 殿

提出者 座間味村議会議員  
宮 里 祐 司  
賛成者 座間味村議会議員  
金 城 善 昇

「永住外国人への地方参政権付与の法制化」に反対する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「永住外国人への地方参政権付与の法制化」に関する意見書

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定している。

さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法に違反する可能性がある。

一方、国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国会並びに政府におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月11日

沖縄県座間味村議会  
議長 宮 平 秀 保

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 副総理・総務大臣 法務大臣 外務大臣  
内閣官房長官

これから発議第2号 「永住外国人への地方参政権付与の法制化」に反対する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第2号 「永住外国人への地方参政権付与の法制化」に反対する意

見書については原案のとおり可決されました。

日程第14. 発議第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書についてを議題とします。  
本案については、お手元にお配りした意見書のとおりです。朗読を省略します。

発議第3号

平成22年3月11日

座間味村議会議長 宮 平 秀 保 殿

提出者 座間味村議会議員  
宮 里 祐 司  
賛成者 座間味村議会議員  
金 城 英 雄

「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度とし完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら、政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化してきました。

さらに、義務教育における国と地方の役割等についての論議が十分になされないまま、平成17年11月30日の政府・与党合意では義務教育費国庫負担制度を堅持するとしつつも、平成18年度から国の負担割合を2分の1から3分の1へと削減しています。

そのような中、平成19年度の予算編成に際して、教職員給与費のさらなる一般財源ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなど、一層厳しい姿勢で臨む方針を打ち出しています。

仮に義務教育費国庫負担制度が廃止され、それに見合う税源移譲が実現したとしても、島嶼県である本県においては、小規模校が多いことから、都市部に比べ、より多くの教員配置せざるを得ない状況になり、今後はこのような地域及び特殊事情が全く配慮されない事態が危惧されます。このような事態になれば、本県のようなもともと零細な地方財政を圧迫するだけでなく、教育予算の削減につながり、ひいては教育水準の低下や地域間の不均衡を生じさせるおそれがあります。

よって、政府におかれては、教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、地方に新たな負担転嫁を行うことなく、地方の財政力を高めるとともに、義務教育費国庫負担制度が引き続き堅持されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月11日

沖縄県座間味村議会  
議長 宮平秀保

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

これから発議第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書については原案のとおり可決されました。

これで本定例会の日程は全部終了しました。

これで閉会いたします。

閉 会 (午後2時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 金 城 善 昇